

公益社団法人日本馬術連盟 寄附金による税額控除のご案内

免税措置について

日本馬術連盟は内閣総理大臣より「公益社団法人」の認定を受けておりますので、寄附金については一定の免税措置が受けられます。

1. 個人の場合

平成23年度税制改正により、所得税に係る寄附金控除が、これまでの「所得控除」方式の他に「税額控除」方式が選択できるようになりました。当連盟は平成24年5月17日にこの税額控除適用団体として内閣総理大臣より証明を受けました。

今回の新しい「税額控除」方式は、これまでの「所得控除」方式に比べ、多くの場合、所得税額が従来より少なくなります。

なお、所轄税務署への確定申告（毎年2月16日から3月15日まで）の際は、当連盟が発行する領収証とあわせて「税額控除に係る証明書」（領収書裏面）の添付が必要となります。年末調整等では控除されませんのでご注意ください。

A. 所得控除方式（これまでの方式）

特定寄附金 - 2,000円 = 所得控除の額

※控除を受けられる寄附金額は年間総所得金額等の40%が上限です。

B. 税額控除方式（新方式）

(税額控除対象寄附金 - 2,000円) × 40% = 税額控除額 (所得税額の25%相当額を限度)

※控除を受けられる寄附金額は年間総所得金額等の40%が上限です。

※税額から直接控除されますので、所得金額に関わらず控除を受けられます。

- ・「税額控除対象寄附金」とは、税額控除対象法人への寄附金をいいます。
- ・「特定寄附金」とは、国や地方公共団体、公益社団法人（特定公益増進法人）などに対する寄附金をいいます。
- ・**所得控除方式と税額控除方式は、所得金額・税率・寄附金額等により、控除額が変わりますが、いずれか有利な方を選択する事ができます。**

2. 法人の場合

公益社団法人に対する寄附金は、一定の損金算入限度額に相当する金額まで、一般の寄附金とは別枠で損金として扱うことができます。また法人地方税は法人税の納付額を基礎に計算されますので、法人税の減免に伴い地方税も減額となります。

個人住民税の寄附金税額控除となる団体の指定について

当連盟は、東京都から個人住民税の寄附金控除となる団体に指定されております。

この制度は、東京都にお住まいの方（個人）から当連盟に寄附があった場合に、申告を行う事で、従来の所得税の寄付金控除に加えて、住民税から税額控除の双方の適用を受けられるものです。

東京都にお住まいの方

個人都民税控除額

（住民税の税額控除を受けられる寄附金額の上限：総所得金額の30%）

（寄附金額－2,000円）×4%に相当する金額

手続きについては、お近くの税務署への確定申告で済み、各市区町村への手続きは必要ありません。確定申告時には、当連盟が発行する「領収証」の添付が必要となります。

寄附金領収書の発行について

当連盟では、特にお申し出が無い限り、各年1月1日から同年12月31日までにご寄附いただいた総額を記載して、翌年1月下旬までに郵送させていただきます。「寄附金領収書」が上記の郵送時期以外にご入用の場合は、お手数ですが、ご氏名、ご住所、ご寄附金額、お振込み年月日をご記入の上、以下にFAXまたはe-mailでご連絡賜りますようお願い申し上げます。

寄附金に関するお問い合わせ先

TEL : 03-3297-5611

FAX : 03-3297-5617

e-mail : soumu@equitation-japan.com

担当：(公社) 日本馬術連盟 総務部